

四万十市住宅耐震改修等促進事業費補助金交付要綱

令和3年4月1日
告示第38の11号

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市補助金等交付規則（平成17年四万十市規則第35号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、既存住宅及び移住支援住宅の耐震改修等の促進を図り、地震発生時の住宅の倒壊等による被害の軽減及び移住の促進を目的として、建築物の耐震補強設計及び耐震改修等を実施する当該建築物の所有者に対して交付する四万十市住宅耐震改修等促進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存住宅 昭和56年5月31日以前に建築された住宅（戸建、長屋及び共同住宅であつて、用住宅及び貸家を含む。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 国、地方公共団体その他の公の機関が所有するもの
 - イ 販売を目的とするもの
- (2) 既存木造住宅 既存住宅のうち、木造（在来構法（軸組構法及び伝統構法をいう。）又は枠組壁工法）の住宅をいう。
- (3) 既存非木造住宅 既存住宅のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及びこれらの構造と木造との混構造の住宅をいう。
- (4) 木造住宅耐震診断 改訂版高知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断士が実施する耐震診断をいう。
- (5) 非木造住宅耐震診断 既存非木造住宅の地震に対する安全性を構造設計一級建築士等が評価することをいう。
- (6) 上部構造評点 改訂版高知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づく耐震診断による評点をいう。
- (7) 耐震診断士 高知県木造住宅耐震診断士登録制度要綱に基づき登録された建築士をいう。
- (8) 登録設計事務所 高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された建築士事務所をいう。
- (9) 構造設計一級建築士等 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の2第3項の規定により構造設計一級建築士証の交付を受けた建築士又は鉄骨造の構造部分を有する住宅にあつては鉄骨造耐震診断資格者講習、鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅にあつては鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習を修了した者をいう。
- (10) 耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事の設計図書（計画書、積算見積書を含む。）の作成をいう。ただし、既存木造住宅については登録設計事務所に所属する耐震診断士が、既存非木造住宅においては構造設計一級建築士等が行うこととする。
- (11) 登録工務店 高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された工務店をいう。
- (12) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事をいう。ただし、既存木造住宅については登録工務店のみが行うこととする。
- (13) 住宅耐震改修助成額 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額と四万十市が交付する補助金の合計額とする。
- (14) 移住者 県内に住所を有していない者で、県外に5年以上居住しているもの又は県内に住所を有して原則として1年を経過しない者で、住所を有する前に県外に5年以上居住していたもの。
- (15) 移住支援住宅 四万十市内に所在し、移住者の居住の用に供することを目的とする空き家で、集合住宅ではないもの。
- (16) 段階的耐震改修（1階改修型） 耐震改修工事のうち、1階部分と2階部分の工事の実施

時期を分けて、段階的に行う改修工事を行う。

(17) 利子補給制度 独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 現に居住の用に供している住宅又は居住の用に供する予定のある空き家住宅の所有者（登記名義人若しくは管理人（納税管理人、相続人代表者、現に所有する者等その住宅を所有し、管理すると認められる者又は住宅の所有者と親子関係にある者等市長がやむを得ないものとして認めたもの））であること。

(2) 市税・県税を滞納していない者であること。

(補助対象事業及び補助対象経費等)

第4条 補助対象となる事業は、既存住宅及び移住支援住宅を対象に補助対象者が行う住宅耐震改修設計費補助事業、住宅耐震改修工事費補助事業及び移住支援住宅改修工事費補助事業とし、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助要件、補助率及び補助限度額は、住宅耐震改修設計費補助事業及び住宅耐震改修工事費補助事業については別表第1に、移住支援住宅改修工事費補助事業については別表第2に定めるとおりとする。

3 補助事業のうち、住宅耐震改修工事費補助事業において、耐震補強に明らかに寄与しない設計又は工事がある場合は、これに係る経費を分離して算定するものとする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助対象経費又は補助限度額のいずれか少ない方の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（耐震改修設計分）（様式第1号）又は補助金交付申請書（耐震改修等工事分）（様式第2号）に、その申請の区分に応じて次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修設計費補助事業

ア 市税・県税を滞納していない者であることを証明する書類

イ 耐震診断報告書（写し）

ウ 耐震改修設計費見積書（内訳が記載されているものに限る。）

(2) 耐震改修工事費補助事業及び移住支援住宅改修工事費補助事業

ア 市税・県税を滞納していない者であることを証明する書類

イ 耐震診断報告書（写し）

ウ 同意書（様式第2号の2）

エ 改修工事費見積書（内訳が記載されているものに限る。）

オ 位置図、配置図、平面図等（改修内容の記載されたもの）

カ 改修計画書（様式第3号）

キ 耐震改修工事後の想定耐震診断報告書

ク 【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用に関する書類（利子補給制度を利用する場合のみ提出）

2 申請者は、前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた金額をいう。以下同じ。）があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

3 市長は、第1項の申請書を受理した後、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、申請者はこの現地調査等に協力しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは補助金交付決定通知書（様式第4号）により、適当でないと認めたときは補助金交付却下通知書（様式第5号）により当該申請をした申請者に通知するものとする。

2 申請者が四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年四万十市規則第7号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（以下「排除措置対象者」という。）と認められるときは、補助金の交付はしないものとする。

3 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。
（地位の承継）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が死亡した場合又は破産等のやむを得ない事情のある場合で第三者への地位の承継を希望し、その承継予定の者が交付決定のあった内容で耐震改修等を行う意思のあるときは、市長の承認を受けてその地位を承継することができる。

2 補助事業者は、前項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

3 補助事業者から地位を承継する者は、地位の承継に関する届出書（様式第6号）により遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、補助事業者と親子関係にある者については、これを省略することができる。

（交付申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を補助金交付申請取下届出書（様式第7号）により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（変更承認等）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助金変更申請書（様式第8号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定金額の変更がない場合については、この限りでない。

2 前項のただし書の規定により、補助金変更申請の承認を受けない場合において、補助事業費が変更になる場合は、あらかじめ市長へ報告しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、補助金変更決定通知書（様式第9号）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（事業実施期間の延長）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合であって、当該期間の延長が翌年度にわたるときには、当該年度に属する3月31日までに補助事業実施期間延長承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは補助事業実施期間延長承認通知書（様式第11号）により、適当でないと認めたときは補助事業実施期間延長不承認通知書（様式第12号）により当該申請をした申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者が補助事業を完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度に属する3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第13号）に、その補助金の区分に応じて次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）耐震改修設計費補助事業

ア 改修計画書（様式第3号）

イ 位置図、配置図、平面図等（改修内容の記載されたもの）

ウ 耐震改修工事後の想定耐震診断報告書

エ 耐震改修設計請負契約書（写し）

オ 耐震改修設計費領収書（写し）。ただし、第13条第5項の規定により補助事業者が補助

金の受領を耐震改修設計を行った登録設計事務所に委任する場合は、耐震改修設計費内訳明細書（写し）及び耐震改修設計費が補助金額を上回る場合は、耐震改修設計費から補助金額を差し引いた金額に係る領収書（写し）

カ 耐震改修工事費見積書（内訳が記載されているものに限る。）

(2) 耐震改修工事費補助事業及び移住支援住宅改修工事費補助事業

ア 改修工事後の耐震診断報告書

イ 竣工図（当初と実績が比較できる改修内容の記載されたもの）

ウ 写真（改修工事の内容が確認できるもの）

エ 工事請負契約書（当初及び変更の写し）

オ 工事内訳明細書（当初及び実績が比較できるもの）

カ 工事費領収書（写し）。ただし、第13条第5項の規定により補助事業者が補助金の受領を耐震改修等の工事を行った登録工務店に委任する場合は、耐震改修等の工事費内訳明細書（写し）及び耐震改修等の工事費が補助金額を上回る場合は、耐震改修等の工事費から補助金額を差し引いた金額に係る領収書（写し）。なお、移住支援住宅改修工事費補助金については登録工務店からの請求書でも代用できる。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了せず、翌年度にわたる場合は当該年度の3月31日までに補助事業年度終了報告書（様式第14号）を提出しなければならない。

3 第6条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、前項の報告に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金額の確定及び交付）

第13条 市長は、前条第1項の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金確定通知書（様式第15号）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により確定した補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第16号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

3 前項の請求書は、第1項の規定により確定する補助金の額が交付決定金額と同一金額である場合に限って受け付けること条件として、実績報告書と併せて提出することができる。この場合において、当該補助事業の内容に則った事業が行われていないときは、その請求書は提出がなかったものとみなす。

4 前項の規定により、請求書を受け付けたときは、第1項に規定する補助金の額の確定通知を省略することができる。

5 補助事業者が、第2項の補助金交付の請求に当たり、その受領を耐震改修設計を行った登録設計事務所又は耐震改修等の工事を行った登録工務店に委任する場合は、補助金交付請求書に、確定通知を受けた補助金の代理受領に係る委任状（様式第17号）を添付しなければならない。

（補助金の交付決定の取り消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助事業者が排除措置対象者と認められるとき。

(3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(4) 補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。

(5) 補助事業を中止又は廃止したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この告示に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書（様式第18号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて、当該確定した補助金との差額の返還を命じなければならない。

3 第6条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、第12条第1項の報告の後に、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(同条第3項の規定により減額して報告した場合は、減額した金額を超える金額)を速やかに消費税仕入控除税額等報告書(様式第19号)により市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

4 市長は、前3項の規定により補助事業者に補助金の返還を命じるときは、補助金返還命令書(様式第20号)により補助事業者に通知するものとする。

(住宅の処分の制限)

第16条 補助事業者は、移住支援住宅改修工事費補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに、四万十市が実施する移住促進事業以外の目的に使用してはならない。ただし、補助事業者又は相続等により当該住宅を所有することとなった者(以下「補助事業者等」という。)が補助金の全部に相当する金額を市に返納したとき、並びに補助事業の完了後10年を経過したときは、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

(書類の保管)

第17条 補助事業者等は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(利子補給制度に係る取扱い)

第18条 補助対象者は、利子補給制度を利用する場合、第6条の規定による交付申請時に、

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書(以下「利子補給証明書」という。)の発行を市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請内容の審査等を行い、利子補給制度の対象であると認めたときは、第7条第1項の交付決定通知時に、利子補給証明書を発行するものとする。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和3年4月1日四万十市告示第38の11号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の四万十市住宅耐震改修等促進事業費補助金交付規則(平成29年四万十市規則第39号)の規定によりなされた決定、処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和4年7月19日四万十市告示第76号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日四万十市告示第37の7号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日四万十市告示第29号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日四万十市告示第51の7号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和 8 年 4 月 1 日四万十市告示第38の10号）
 この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年 7 月 1 日四万十市告示第61の 2 号）
 この告示は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

補助事業名	住宅耐震改修設計費補助事業	住宅耐震改修工事費補助事業
補助対象経費等	住宅の所有者が登録設計事務所に依頼して行った耐震改修設計に要した経費	住宅の所有者が登録工務店に依頼して行った耐震改修工事に要した経費。 耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。 段階的耐震改修（1 階改修型）を行った住宅で、追加で補助要件③アに該当する改修を行った場合は、既に交付を受けた補助額と補助金限度額1,250,000円との差額を交付することができる。（注 1）
補助金限度額	330,000円以内／戸	1,250,000円以内／戸 ※利子補給制度を利用する場合は 上限675,000円以内／戸
補助要件	①耐震診断士が設計するもの	①住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの
	②耐震診断士が四万十市木造住宅耐震診断事業の結果、上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）が1.0未満と診断された住宅及び耐震診断士が精密診断法により診断した結果、評点が1.0未満と診断された住宅にかかるもの。段階的耐震改修（1 階改修型）を行う場合は、1 階部分の評点が1.0未満と診断された住宅にかかるもの。	
	③耐震診断士が認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの又は県が別に認めたもの	③次のいずれかに該当するもの ア 標準型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの
	④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	イ 特殊型 アと同等以上の耐震性があると知事が認めたもの ウ 段階的耐震改修（1 階改修型） 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の 1 階部分の評点が1.0以上となるもの
		④補助事業の完了後、10年間は住宅を売却しないこと。
	①構造設計一級建築士等が設計するもの	①構造設計一級建築士等が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの
非木造住宅の場合	②非木造住宅耐震診断事業又は構造設計一級建築士等による診断の結果、「安全でない」と判断された住宅に係るもの	
	③耐震改修計画について構造設計一級建築士等により「安全性」が確認されたもの	③耐震改修工事について構造設計一級建築士等により「安全性」が確認されたもの

合	④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	④補助事業の完了後、10年間は住宅を売却しないこと。
	上記の木造住宅の場合又は非木造住宅の場合に掲げる事項のすべてに該当するもの。また、対象となる住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。	

(注1) 住宅耐震改修工事費補助事業の補助対象経費ならびに限度額に関する期限については、県の要綱に準ずる。

別表第2 (第4条関係)

補助事業名	移住支援住宅改修工事費補助事業
補助対象住宅	四万十市内に所在し、移住者の居住の用に供することを目的とする空き家で、集合住宅ではないもの
入居制限	改修後10年間は以下に該当する者の入居はできないものとする。 ・空き家の所有者又は所有者の3親等内の親族 ・移住者でない者
補助対象経費等	委託料、工事請負費、備品購入費、需用費、役務費、及び市長が必要と認めたもの
補助金限度額	2,700,000円
補助要件	・補助事業の完了後10年間は、四万十市の実施する移住促進事業に供する(※)こと。 ・補助事業の完了後、10年間は住宅を売却しないこと。 ・補助事業の完了後、木造住宅については次の耐震基準を満たすこと。 ア 標準型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となること。 イ 特殊型 アと同等以上の耐震性があると県に認められること。 ・補助事業の完了後、非木造住宅については構造設計一級建築士等により「安全性」が確認されること。 ・リフォームのみを申請する者は、空家の耐震性を証する書類を提出すること。

※「移住促進事業に供する」とは、補助によって改修した物件を四万十市若しくは四万十市と連携して移住を支援する団体等が実施する移住支援事業に情報提供及び登録をし、移住者に貸し出す場合を言う。